



企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、次のように公告する。

1、 規約別表第1③に規定する加入者の範囲を別紙の通りに変更

2、適用年月日

令和6年6月1日

3、所轄厚生局認可申請年月日

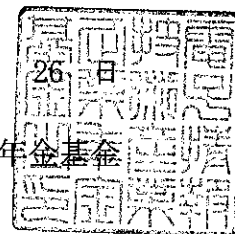
令和6年3月25日

4、厚生労働書認可申請年月日

令和6年6月12日

令和6年6月26日

電子情報技術産業企業年金基金



電子情報技術産業企業年金基金規約の一部を変更する規約

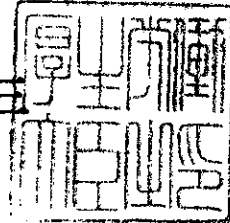
電子情報技術産業企業年金基金規約の一部を、別添の新旧対照条文のとおり変更する。

厚生労働省発年0612第68号

この規約の一部変更を認可する。

令和6年6月12日

厚生労働大臣 武見敬三



新旧対照条文

新			
① 名称	② 所在地	③ 加入者の範囲	④ 休業
(略)			
HIREC株式会社	神奈川県川崎市幸区	厚生年金保険の被保険者	
株式会社アークレイファクトリー	滋賀県甲賀市	就業規則(令和6年6月1日現在において効力を有する株式会社アークレイファクトリーの嘱託社員、契約社員及びパート社員就業規則をいう。)第3条第1項(5)に規定する外国人技能実習生制度による雇用者を除く厚生年金保険の被保険者	
TOAエンジニアリング株式会社	東京都江東区	厚生年金保険の被保険者	
(以下略)			

附則 認可の日から施行し、

この規約は、令和6年6月1日から施行する。
適用

旧			
① 名称	② 所在地	③ 加入者の範囲	④ 休業
(略)			
HIREC株式会社	神奈川県川崎市幸区	厚生年金保険の被保険者	
株式会社アークレイファクトリー	滋賀県甲賀市	厚生年金保険の被保険者	
TOAエンジニアリング株式会社	東京都江東区	厚生年金保険の被保険者	
(以下略)			

